

国土動第13号
平成27年4月30日

業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成25年11月18日付国土動第68号)において、要請させていただいたところです。

先般、賃貸住宅管理業者及び建売住宅等の販売業者（宅地建物取引業者）に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）に基づき、同法第3条第1号後段（買ったとき）の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告がなされました。

つきましては、賃貸住宅の管理業務に係る委託契約及び建売住宅に係る建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴団体会員に対し、改めて周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。